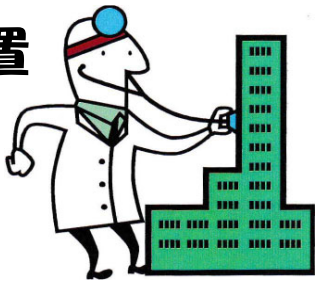
☆ 事業主の皆様へ ☆

職場の定期健康診断を実施した結果
異常の所見があると診断された労働者については
医師等から意見を聴くことが必要です（事業主義務）
労働安全衛生法第66条の4

- ▶ 意見の聴取は健康診断実施後3ヶ月以内に行う必要があります。
- ▶ 健診結果票の原本かコピーを医師に提示し、意見聴取結果票に記入してもらいます。
- ▶ 従業員50人以上の職場の人は「産業医」から、50人未満の職場は知識のある「医師・歯科医師」から意見を聴くのが適切です。
- ▷ 50人未満の小規模事業場については、「都城・西諸地域産業保健センター」（裏面参照）の意見聴取等のサー ビスを**無料**で利用することができます。

意見は！ 健康の保持に必要な措置



次の2点について求めます。

1. 就業区分及び就業上の措置の内容

医師の意見区分（例）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により、一定期間勤務させない措置を講じる。

2. 作業環境管理・作業管理について

健診の結果、職場環境の見直しが必要な場合は、環境測定や設備の改修、作業方法の改善といった**適切な措置・対策**について専門家の意見を聴きます。

独立行政法人 労働者健康安全機構
宮崎産業保健総合支援センター

＊地域窓口＊ 宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
住所：〒885-0073 都城市姫城町8-23（都城市北諸県郡医師会館内）
TEL: 0986-22-0754（携帯070-2153-0823）（事務所不在時、携帯電話に自動転送されます）
FAX: 0986-25-5730 メールアドレス： yo802-staff@miyazaki.med.or.jp

働く人の健康のために産業保健活動をサポートします！

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、登録産業医または登録保健師による健康相談･保健指導･個別訪問指導などの産業保健サービスを **無料** で提供しています。ご利用に際しては、下記の　**地域窓口*宮崎県都城・西諸地域産業保健センター*** にお申し込みください。

☆コーディネーターが対応いたします☆

☆ご利用に際しての申込書は、
宮崎産業保健総合支援センター
HP[http://www.sanpomiyazaki.ip/]から
印刷できます☆

ホームページ
はこちら

利用申込書
はこちら

相談は予約制になっておりますので、
事前に地域窓口までご連絡お願いいたします。

